

国民健康保険税の軽減判定誤りについて

1. 経緯

厚生労働省は、平成 28 年 12 月 27 日に後期高齢者医療制度において保険料の軽減判定誤りが全国的に発生していることを公表した。

このことを受け、同様の仕組みとなっている国民健康保険税(以下「国保税」という。)についても、厚生労働省から県を通じ調査依頼があり、調査したところ、本市においても軽減判定誤りがあることが判明し、軽減判定所得の再計算、国保税の賦課更正作業を行った結果、国保税が変更となる方が確認された。

2. 軽減判定誤りの内容

国保税は、世帯主及び国保加入者の軽減判定所得が一定金額以下の場合、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減する制度となっているが、本市で使用している国保税賦課システムにおいて、軽減判定所得の計算に当たり、青色申告による純損失の繰越控除を行う場合、本来は国保税の軽減判定用の繰越損失額を用いるべきところを、確定申告の繰越損失額を用いて計算していたもの。

なお、平成29年度国保税の計算は、対象者の軽減判定所得を適正に把握し、国保税賦課システムに反映させ、正しい算定を行った。

3. 税額変更となる対象世帯について

以下の条件をすべて満たす国保世帯の世帯主が対象

- ①世帯主、本人または本人以外の被保険者である世帯員が青色事業専従者給与を支払っている、または年金収入（65歳以上の者の課税対象となる年金に限る）が120万円を超える青色申告者
- ②軽減判定所得を再計算した結果、均等割・平等割軽減区分が変更となる世帯主

【更正となる世帯数・額】

| |
|-----------------------|
| ・ 国保税が増額となる世帯数・額 |
| 93世帯 3,145,100円 |
| ・ 国保税が減額となる世帯数・額 |
| 243世帯 8,533,800円 |

4. 今後の対応

軽減判定所得の更正により、平成 28 年度以前の国保税が変更となる世帯主宛に、お詫び文書及び国民健康保険税納税通知書を送付し、追徴または還付手続を行う。